

品川区病児保育事業実施要綱

制定	平成 31 年 3 月 29 日	区長決定	要綱第 67 号
改正	令和 5 年 2 月 28 日	区長決定	要綱第 30 号
改正	令和 5 年 5 月 29 日	区長決定	要綱第 123 号
改正	令和 6 年 4 月 1 日	区長決定	要綱第 370 号
改正	令和 8 年 4 月 1 日	区長決定	要綱第 190 号

(目的)

第1条 この要綱は、当面症状の急変が認められないものの、未だ病気の回復期に至らない乳幼児を、集団保育の困難な期間において、医療機関等に付設された専用スペースで一時的に預かる病児保育事業（以下「病児保育」という。）を実施することにより、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに乳幼児の福祉の向上を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 病児保育は区が実施するものとし、事務の一部は医療機関等の適切な医療および保育を確保することができる施設（以下「実施施設」という。）を設置する者に委託して実施するものとする。

(事業内容)

第3条 病児保育に係る業務の委託を受けた実施施設を設置する者（以下「受託者」という。）は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）に準拠して保育を行うものとする。

2 受託者は、前項の保育を行うにあたっては、次に掲げる事項に配慮しなければならない。

- (1) 体温の管理等、乳幼児の健康状態を的確に把握し、病状に応じて安静を保てるような処遇内容とすること。
- (2) 他の乳幼児への感染の防止を図ること。

(対象者)

第4条 病児保育の対象となる乳幼児は、次に掲げる要件を全て備えるものとする。

- (1) 生後6ヶ月から小学校就学前までの者であること。
- (2) 次に掲げる施設のいずれかに入所していること。

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下、「法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園

ウ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園（法第3条第1項または第3項の認定を受けたものおよび同条第11項の規定による公示がされたものを除く。）

エ 品川区立就学前乳幼児教育施設条例（平成15年品川区条例第35号）第3条第2号に規定する幼児教育施設

オ 東京都認証保育所実施要綱（平成13年5月7日12福子第1157号）に規定する保育所

カ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第5項に規定する地域型保育事業

キ 認可外保育施設に対する指導監督要綱（昭和57年6月15日56福児母第990号）に規定する保育施設

- (3) 病気の治療中であって、医師により症状が軽度であり、入院加療の必要がないと診断されていること。
- (4) 保護者が、次のいずれかに該当し、他に保育を行う者がいないこと。
 - ア 勤務の都合等で出勤せざるを得ないとき。
 - イ 傷病や出産のため通院し、または入院するとき。
 - ウ 家族を看護し、もしくは介護し、または冠婚葬祭に出席するとき。
 - エ 事故や災害にあったとき。

（病気の範囲）

第5条 前条第3号の病気とは、次のものをいう。

- (1) 感冒、急性胃腸炎等の児童が日常罹患する疾病
- (2) 水痘、風疹等の伝染性疾患
- (3) 喘息等の慢性疾患
- (4) 骨折、熱傷等の外傷性疾患
- (5) その他児童の主治医が受け入れることができると判断した病気

（実施施設）

第6条 実施施設は、次に掲げる基準を全て満たすものとする。

- (1) 保育室および児童の静養または隔離に機能を持つ観察室または安静室を有すること。この場合において、保育室の面積は児童1人当たり1.98㎡以上とし、観察室または安静室の面積は1室3.3㎡以上とすること。
 - (2) 調理室（施設専用の調理室を有することが困難な場合においては、本体施設等の調理室と兼用しても差し支えない。）および調乳室（専用の調乳室を設けることが困難な場合においては、調理室の一部を調乳場として区画すること）を有すること。
 - (3) 実施施設の他の部分と区画され、手洗い設備が設けられた便所を有すること。この場合において、やむを得ず本体施設と共有する場合には、児童の動線および汚物の処理方法等に十分留意すること。
 - (4) 保育室の採光を確保すること。建築基準法（昭和25年法律第201号）第28条1項および建築基準法施行令（昭和25年政令338号）第19条の規定（認可保育所の保育室の採光）に準じ、窓等採光に有効な開口部の面積が床面積のおおむね5分の1以上であることが望ましい。
 - (5) 緊急避難路を2箇所2方向に設けること。
 - (6) その他事業に必要な設備、備品を備えること。
- 2 2階以上の階にある実施施設にあつては、前項各号に定める基準を満たすほか、認可外保育施設に対する指導監督の実施について（平成13年3月29日付雇児発177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別紙「認可外保育施設指導監督の指針」の別添「認可外保育施設指導監督基準」の4「保育室を2階以上に設ける場合の条件」に定める要件を参考にして当該実施施設の安全性の確保に努めることとする。
- 3 実施施設の施設名、所在地および定員は、別表第1のとおりとする。
- （職員配置）

第7条 実施施設は、病児保育を利用する乳幼児（以下「利用児童」という。）の看護を担当する看護師等を利用児童おおむね10人につき1名以上、利用児童の保育を担当する保育士を利用児童おおむね3人につき1名以上配置すること。

2 保育士および看護師等の職員配置については、常駐を原則とする。ただし、利用児童が見込まれる場合に本体施設等から保育士および看護師等が駆けつけられる等の迅速な対応が可能であれば、以下のとおり常駐を要件としない。

(1) 利用児童がいる時間帯の場合

アからエの要件を満たし、利用児童の安心・安全を確保できる体制を整えている場合には、看護師等の常駐を要件としない。

ア 病気からの回復過程を遅らせたり、二次感染を生じたりすることがないよう、利用児童の病状等を定期的に確認・把握した上で、適切な関わりとケアを行うこと。

イ 実施施設が医療機関内に設置されている場合等、実施施設と、看護師等が病児保育以外の業務に従事している場所が近接していること。

ウ 看護師等が病児保育以外の業務に従事している場合においても、緊急の場合には実施施設に速やかに駆けつけることができる職員体制が確保されていること。

エ 看護師等が常駐しない場合であっても、保育士を複数配置することにより、常に複数人による保育体制を確保していること。

(2) 利用児童がいない時間帯の場合

利用児童が発生した場合に、連絡を受けた保育士および看護師等が速やかに出勤し、業務に従事するなど、柔軟な対応が可能となる職員体制が確保されていれば、利用児童がいない場合は保育士および看護師等の常駐を要件としない。
(利用期間等)

第8条 病児保育を利用することができる期間は、一回の利用につき7日までとする。ただし、利用児童の健康状態についての医師の判断、当該利用児童の保護者の状況等により、必要と認められる場合には、7日を超えて利用することができる。

2 病児保育を利用することができる日（以下「利用日」という。）は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日および年末年始（12月29日から1月3日まで）を除くものとする。

3 病児保育を利用することができる時間は、午前8時30分から午後6時00分までの間とし、保護者と受託者が協議のうえ決定する。

(利用方法)

第9条 保護者は、病児保育を利用するときは、利用日の前日（利用日の前日が利用日以外の日に該当する場合にあつては、当該利用日の前日の直前の利用日）までに、氏名、主治医の診断状況および必要事項を実施施設に報告したうえ、利用の予約を行うものとする。ただし、定員を満たさず、特に支障がないと認められる利用日においては、この限りでない。

(利用料等)

第10条 受託者は、利用児童の保護者から、1日につき別表第2に定める利用料を徴収することができる。

(利用料の助成)

第11条 前条の規定にかかわらず、区長は、区内在住者のうち、保護者の属する

世帯が別表第3に掲げる世帯に該当するときは、当該世帯の区分に応じて同表に定める金額を支払うことにより、利用料の全額または一部を助成することができる。

(利用の中止)

第12条 区長は、利用児童が次の各号のいずれかに該当するときは、病児保育の利用を中止することができる。

- (1) 利用目的に反する行為をしたとき。
- (2) 受託者の指導に従わないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、災害その他の理由により実施施設を利用できなくなったとき。

(開設に係る経費)

第13条 区長は、実施施設の開設に要する経費の一部を補助することができる。

(報告)

第14条 区長は、必要と認めるときは、受託者に対し、実施施設の利用状況等について報告を求めることができる。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、病児保育の実施に関し必要な事項は、子ども未来部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年3月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第 1（第 6 条関係）

施設名	所在地	定員
こどもの森クリニック 病児保育室 森のおうち	品川区上大崎3-3-1	7 名
ソラストえばら保育園 病児保育室 ソラストキッズケア	品川区中延2-6-4	6 名
鈴の木こどもクリニック 病児保育 キッズベル品川	品川区戸越1-3-1	4 名
太陽の子南品川保育園 太陽の子 南品川病児保育室	品川区南品川5-3-10	6 名
東京品川病院 病児保育室 そらいろ	品川区東大井6-3-22	4 名
旗の台内科・救急クリニック 病児保育室 フラッグキッズ	品川区旗の台2-1-29	4 名

別表第 2（第 1 0 条関係）

利用者区分	利用料金
区内在住者	2,000円
区外在住者	5,000円

別表第 3（第 1 1 条関係）

助成対象	助成額
生活保護世帯	2,000円
住民税非課税世帯	2,000円
住民税均等割世帯	1,000円